１－２　地域において再チャレンジ支援に取り組む会社への寄附に対する課税の特例【直接型】（内閣官房・内閣府・財務省）：【Ａ２００２】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

国民ひとりひとりが持ち味を十分発揮し、努力した人が報われる公正な社会を構築していくことは重要課題であり、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度でも再チャレンジができ、「勝ち組・負け組」を固定化させない社会、また、働き方・学び方・暮らし方が多様で複線化した社会（再チャレンジ可能な社会）を実現していくことが求められています。

そこで、民間による自発的な形での再チャレンジ支援の取組を促進し、地域における再チャレンジ支援の気風を醸成するため、地域において再チャレンジ支援に取り組む会社に対する民間からの直接の寄附金について、法人税並びに法人住民税及び法人事業税の課税について損金算入の特例措置を適用するものです。

②　支援措置の内容

（１）制度概要

地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された再チャレンジ支援の事業を実施する会社であって認定地方公共団体により指定されたもの（以下、「特定地域雇用会社」という。）に対し、法人が寄附をした場合において、報告書等に基づき認定地方公共団体が要件に該当することを確認したときは、法人税並びに法人住民税及び法人事業税の課税について損金算入の特例が適用されます。

Ａ）寄附を行った法人が適用を受ける課税の特例の内容（租税特別措置法、同法施行令及び同法施行規則で規定）

・　損金算入の特例

法人が寄附金を支出した場合には、その寄附をした年度において、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、以下の損金算入限度額の範囲内で損金算入ができます。

（法人の所得金額の２.５％＋法人の資本金等の額の０.２５％）×１/２

なお、限度額の計算は、特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人及び特定地域雇用等促進法人に対する寄附金と合わせて行うこととなります。

Ｂ）税制の対象となる事業の内容（地域再生法施行規則で規定）

ア　高年齢者（６５歳以上の者をいう。ただし、附則第２の規定により、平成１９年

４月１日から平成２２年３月３１日までは６３歳以上の者、平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日までは６４歳以上の者をいう。以下同じ。）の７０歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じ、かつ、高年齢者を積極的に雇用する事業

イ　障害者（次に掲げる者のうち、いずれかに該当する者をいう。）を積極的に雇用する事業

（ｉ）租税特別措置法施行令第２９条の２第８項第１号に掲げる者

・児童相談所

・知的障害者福祉法第９条第５項に規定する知的障害者更生相談所

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第６条第１項に規定する精神保健福祉センター

・精神保健指定医

・障害者の雇用の促進等に関する法律第１９条第１項に規定する障害者職業センター

以上の判定により、知的障害者とされた者

（ii）租税特別措置法施行令第２９条の２第８項第２号に掲げる者

・障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第６号に規定する精神障害者のうち精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（iii）所得税法施行令第１０条第１項第３号に掲げる者

身体障害者福祉法第１５条第４項（身体障害者手帳の交付）の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

（iv）所得税法施行令第１０条第１項第７号に掲げる者

精神又は身体に障害がある年齢６５歳以上の者で、その障害の程度が所得税法施行令第１０条第１項第１号又は第３号に掲げる者に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者

ウ　母子家庭の母（児童扶養手当法第４条第１項に規定する児童扶養手当の支給を受けている者に限る。）を積極的に雇用する事業

C）特定地域雇用会社の要件（地域再生法施行規則で規定）

ア　認定地域再生計画の区域内に所在する会社の事業所全体において行われる事業の状況が、下記（ｉ）から（iii）の条件を満たすもの

（ｉ）　高年齢者の７０歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じ、かつ、

高年齢者を積極的に雇用する事業を行う会社にあっては、次に該当すること。

- ７０歳以上までの定年の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。）の導入又は定年の定めの廃止により、７０歳まで安定して雇用を確保する制度を導入していること。
- 常時雇用する高年齢者（短時間労働者を除く。以下同じ。）の数が５人以上であり、かつ、常時雇用する従業員（短時間労働者を除く。以下同じ。）の数のうちに占める割合が１５％以上であること。

（ⅱ） 障害者を積極的に雇用する事業にあっては、常時雇用する障害者（短時間労働者を除く。以下同じ。）の数が５人以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数のうちに占める割合が５％以上であること。

※常時雇用する従業員の数のうちに占める割合を算出するにあたっては、常時雇用する障害者の数は、下表のとおり算定して下さい。

		３０時間以上	２０～３０時間
身体障害者		○	―
	重度	◎	○
知的障害者		○	―
	重度	◎	○
精神障害者		○	△

◎・・・１人を２人としてカウント
○・・・１人を１人としてカウント
△・・・１人を０．５人としてカウント

（ⅲ） 母子家庭の母を積極的に雇用する事業にあっては、常時雇用する母子家庭の母（短時間労働者を除く。以下同じ。）の数が５人以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数のうちに占める割合が３％以上であること。

※ 「常時雇用」については、「地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例」②（２）のとおり。また、短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が内閣総理大臣が定める時間（３０時間）未満の労働者とします。

イ 上記アの要件を満たす目的で、会社が常時雇用する高年齢者、障害者又は母子家庭の母を配置換え等により、一定区域内に集めるなどの措置を行っていないこと。

ウ 特定地域雇用会社の指定を受けるための申請書に記載された高年齢者等雇用確

保措置が、上記アの要件を満たし、かつ、認定地域再生計画の区域内に所在する当該会社の事業所全体において現に行われていること。

エ　事業を実施するにあたり経理的基礎を有すること。

オ　公の秩序等を害するおそれのある事業を行わないこと。

カ　寄附の対象となる事業を行うにあたり、役員が自らの親族である高年齢者等を雇用する等役員その他当該会社の関係者に対し特別の利益を与えないこと。

キ　以下の欠格事由に該当しないこと。

（ｉ）　当該会社の役員に次のいずれかに該当する者があるもの

- 過去に指定の取消を受けた特定地域雇用会社の役員であった者
- 法令違反（刑法、税法等に過去５年以内に違反）
- 禁錮以上の刑の受刑者（受刑後５年以内）
- 暴力団員である者

（ii）　指定の取消しを受けてから５年を経過しないもの

（iii）　定款の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの

（iv）　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の日から３年を経過しないもの

（ｖ）　暴力団員がその事業活動を支配するもの

（vi）　高年齢者を積極的に雇用する事業を行う会社にあっては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第８条又は第９条の規定に違反しているもの

（vii）　障害者を積極的に雇用する事業を行う会社にあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条第１項の規定に違反しているもの

D）認定地方公共団体が指定の際に明らかにする事項（地域再生法施行規則で規定）

ア　特定地域雇用会社が常時雇用すべき高年齢者等の数等雇用に関し講ずべき措置（高年齢者等雇用確保措置）

（ｉ）　高年齢者の７０歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じ、かつ、高年齢者を積極的に雇用する事業にあっては、次に掲げるもの

- ７０歳以上までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止による、７０歳までの安定した雇用を確保するために講ずべき措置
- 常時雇用すべき高年齢者（短時間労働者を除く。）の数

（ii）　障害者を積極的に雇用する事業にあっては、常時雇用すべき障害者（短時間労働者を除く。）の数

（iii）　母子家庭の母を積極的に雇用する事業にあっては、常時雇用すべき母子家

庭の母（短時間労働者を除く。）の数

イ　税制上の特例の適用がある寄附の総額として高年齢者等の数を勘案して算定される額（特例対象総額）

（ｉ）　高年齢者の７０歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じ、かつ、高年齢者を積極的に雇用する事業を行う会社については、

高年齢者の所得状況等を勘案して内閣総理大臣が定める額に、高年齢者等雇用確保措置における高年齢者の数を乗じた額を当該会社の特定事業年度の期間に応じて案分したそれぞれの額

※「高年齢者の所得状況等を勘案して内閣総理大臣が定める額」は、当面２６０万円とする（内閣府告示による）。

※「特定事業年度」とは、次に掲げる期間を言います。

・　特定地域雇用会社の指定の日から指定の有効期間内で最初に到来する事業年度（法人税法第１３条第１項に規定する事業年度をいいます。）の終了の日までの期間

・　当該特定地域雇用会社の事業年度が指定の有効期間に含まれる場合には各事業年度の期間

・　当該特定地域雇用会社の指定の有効期間内で最後に到来する事業年度の終了の日の翌日から指定の有効期間が満了する日までの期間

（ii）　障害者を積極的に雇用する事業を行う会社については、

障害者の所得状況等を勘案して内閣総理大臣が定める額に、高年齢者等雇用確保措置における障害者の数を乗じた額を当該会社の特定事業年度の期間に応じて案分したそれぞれの額

※「障害者の所得状況等を勘案して内閣総理大臣が定める額」は、当面１７０万円とする（内閣府告示による）。

（iii）　母子家庭の母を積極的に雇用する事業を行う会社については、

母子家庭の母の所得状況等を勘案して内閣総理大臣が定める額に、高年齢者等雇用確保措置における母子家庭の母の数を乗じた額を当該会社の特定事業年度の期間に応じて案分したそれぞれの額

※「母子家庭の母の所得状況等を勘案して内閣総理大臣が定める額」は、当面１６０万円とする（内閣府告示による）。

E）指定の有効期間

指定の日から起算して２年間

※　特定地域雇用会社の指定には、更新手続きはありません。したがって、指定の有効期間が経過した後も、特定地域雇用特定会社の指定を受けたい場合は、再度、特定地域雇用会社の指定を受けるための申請を、認定地方公共団体に対して行うことが必要です。

（２）特定地域雇用会社の指定を受けるために必要な手続き

Ａ）課税の特例の適用に係る手続きとしては、地域再生計画の認定とは別の手続きとして特定地域雇用会社の指定を受けることが必要となります。

特定地域雇用会社の指定に関する手続きとしては、地域再生計画に記載されている再チャレンジ支援事業を行う会社が認定地方公共団体に指定の申請を行うこととなります。

Ｂ）指定申請に必要な書類は次のとおりです。

ア　特定地域雇用会社指定申請書（様式第３号）

イ　添付書類

（ア）定款

（イ）登記事項証明書

（ウ）申請日の属する事業年度の前年の貸借対照表、損益計算書

（エ）特定地域雇用会社の要件に適合することを証する書類

（オ）特例対象総額を算定した書類

（カ）指定の取消しの処分を受ける場合又は当該会社が消滅する場合において、当該指定に係る事業に充てることを目的として受け取った寄附金で残余がある場合、その残余について、当該指定を行った認定地方公共団体に贈与する旨記載した書類

（キ）その他参考となる事項を記載した書類

なお、上記（エ）「特定地域雇用会社の要件に適合することを証する書類」は、以下のとおりです。

（ｉ）特定地域雇用会社の指定要件である、「高年齢者等の常時雇用」については、これを確認するものとして、以下の書類を提出してください。

・ 高年齢者：・労働基準法第１０７条に規定する「労働者名簿」（同法施行規則様式１９）の写し

・同法第１０８条に規定する「賃金台帳」（同法施行規則様式２０）の写し

・ 障害者：・労働基準法第１０７条に規定する「労働者名簿」（同法施行規則様式１９）の写し
・同法第１０８条に規定する「賃金台帳」（同法施行規則様式２０）の写し
・以下のいずれかの写し
・身体障害者福祉法第１５条第４項に規定する身体障害者手帳
・児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる判定を証する書面（いわゆる療育手帳）
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳
・所得税法施施行令第１０条第１項第７号の規定に基づく認定を受けていることを証する書面

・ 母子家庭の母：・労働基準法第１０７条に規定する「労働者名簿」（同法施行規則様式１９）の写し
・同法第１０８条に規定する「賃金台帳」（同法施行規則様式２０）の写し
・児童扶養手当法第６条第１項に規定する認定を受けていることを証する書面

（ii）特定地域雇用会社の指定要件である、「認定地域再生計画に記載された当該計画の区域内に本店、支店、工場、営業所、事務所等を有し」については、これを確認するものとして、直近の法人事業税に関する書面の一つである「課税標準の分割に関する明細書（第１０号様式）」の写しを提出してください。

C）特定地域雇用会社指定申請書としては、次の様式を使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピーは極力避けてください。

特定地域雇用会社指定申請書

年　月　日

認定地方公共団体の長　殿

名称及び代表者の氏名　　印

地域再生法第１４条第１項の規定により特定地域雇用会社の指定を受けたいので、申請します。

１　会社の名称

２　代表者の氏名

３　主たる事務所の所在地

４　認定地域再生計画について

（１）　当該計画の名称

（２）　当該計画の区域

５　認定地域再生計画の区域内にある事業所について

（１）　事業所の名称

（２）　事業所の所在地

６　事業の具体的内容

（１）　事業の内容

（２）　高年齢者等雇用確保措置の内容

（３）　特例対象総額

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

D）特定地域雇用会社は、指定の際に、認定地方公共団体により明らかにされる高年齢者等雇用確保措置の内容に変更を生じたときは、高年齢者等雇用確保措置の変更内容及び特例対象総額の変更について、労働基準法第１０８条に規定する「賃金台帳」（同法施行規則様式２０）の写し等を添えて、認定地方公共団体に申請することができます。

E）高年齢者等雇用確保措置等の変更の申請書としては、次の様式を使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピーは極力避けてください。

高年齢者等雇用確保措置等の変更の申請書

年　月　日

認定地方公共団体の長　殿

住所

名称及び代表者の氏名　　印

当社は、　年　月　日付けで特定地域雇用会社の指定を受けましたが、その際に明らかにされた高年齢者等雇用確保措置の内容及び特例対象総額について下記のとおり変更されたいので、申請します。

記

１　高年齢者等雇用確保措置の内容について

（１）　変更の内容

（２）　変更の理由

２　特例対象総額について

（１）　変更の内容

（２）　現時点までに受けた地域再生法第 14 条第 1 項の寄附の合計額

注）１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

Ｆ）認定地方公共団体の長が、特定地域雇用会社を指定する際の通知書としては、次の様式を使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピーは極力避けてください。

特定地域雇用会社指定通知書

年　月　日

○○会社　御中

認定地方公共団体の長　　印

貴社を、地域再生法第１４条第１項で規定する特定地域雇用会社に指定するので、通知します。

１　会社の名称

２　代表者の氏名

３　主たる事務所の所在地

４　認定地域再生計画について

（１）　当該計画の名称

（２）　当該計画の区域

５　認定地域再生計画の区域内にある事業所について

（１）　事業所の名称

（２）　事業所の所在地
６　指定の期間
７　高年齢者等雇用確保措置の内容
８　特例対象総額

（３）その他の制度内容・手続き

Ａ）特定地域雇用会社による寄附の報告等

ア　特定地域雇用会社は、指定に係る事業の実施に必要な費用に充てるための寄附を受けたときは、２週間以内に、認定地方公共団体の長に報告をする必要があります。（但し、同一の特定事業年度中に受け取った寄附のうち特例対象総額を超えた部分に関する寄附については除きます。）

イ　報告の際、必要な書類は次の通りです。

（ⅰ）　特定事業年度内に受けた寄附の合計額が、当該特定事業年度の特例対象総額を超えていないことを証する書面

（ⅱ）　寄附をした法人又はその役員その他当該会社の関係者と特定地域雇用会社又はその役員その他当該会社の関係者が、次に掲げる関係にないことを特定地域雇用会社が証する書面

・　「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第４条第１号に規定する企業集団（連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう。）を構成していること。

・　寄附を行った法人と特定地域雇用会社双方の役員の間に、民法上の親族関係があること。

・　指定に係る事業において特定地域雇用会社が雇用している高年齢者等と寄附を行った法人の役員の間に、民法上の親族関係があること。

・　寄附を行った法人の役員その他当該会社の関係者に対し、特別の利益を与え、又は与えようとしていること。

・　その他、共同して税を免れ、又は免れようとすると認められること。

（ⅲ）　特定地域雇用会社が指定に係る事業について寄附金を受けた旨を証する書類等寄附金を領収したことを証する書面

ウ　提出された報告書若しくは添付すべき書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、認定地方公共団体の長は、当該報告書を提出した特定地域雇用会社に対して説明を求め、又は当該報告書等の修正を求めることができます。

エ　認定地方公共団体の長は、この報告等に基づいて、当該寄附について次に掲げる点を確認したときは、その旨の文書を特定地域雇用会社に対し交付します。

（ⅰ）　特定事業年度に受け取った寄附金の合計額が、当該特定事業年度の特例対象総額を超えていないこと。

（ⅱ）　寄附を行った法人と特定地域雇用会社が、上記イ（ⅱ）の関係にないこと。

オ　特定地域雇用会社は、上記エの文書の交付を受けたときは、当該文書を寄附を行った法人に対し交付します。

カ　寄附時の報告書としては、次の様式を使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピーは極力避けてください。

寄附金受領報告書

年　月　日

認定地方公共団体の長　殿

住所

名称及び代表者の氏名　　印

当社は、地域再生法第１４条第１項の指定に係る事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附を受けたので、同法第１５条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　寄附をした法人の名称

２　寄附をした法人の主たる事務所の所在地

３　寄附金額

４　寄附があった年月日

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

Ｂ）特定地域雇用会社への監督と罰則

ア　事業の実施状況の報告

特定地域雇用会社は、次のとおり、指定に係る事業の実施状況に関し、認定地方公共団体に報告する必要があります。

（ⅰ）　特定地域雇用会社の特定事業年度終了後１ヶ月以内（但し、当該特定事業年

度の終了する日と指定の有効期間が満了する日が同じである場合にあっては、その日まで）に、受けた寄附金額及び当該寄附金を活用した実施した事業の状況について、労働基準法第１０８条に規定する「賃金台帳」（同法施行規則様式２０）の写しを添付して、報告することが必要です。

（ⅱ）　事業の実施状況の報告書としては、次の様式を使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピーは極力避けてください。

指定に係る事業の実施状況報告書

年　月　日

認定地方公共団体の長　殿

住所

名称及び代表者の氏名　　印

年　月　日付けで指定を受けた事業の実施状況について、地域再生法第１６条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　特定事業年度の対象期間

２　対象期間内に受けた同法第１４条第１項の寄附の合計額について

３　同法第１４条第１項の寄附を活用して実施した事業の状況について

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

イ　改善命令

特定地域雇用会社が指定の要件を欠くに至ったとき、又はその行う事業が高年齢者等雇用確保措置の内容に従って実施されていないと認めるときは、認定地方公共団体は、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます。

ウ　報告及び検査

指定に係る事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体は、その職員に事務所等に立ち入らせ、関係者への質問をさせることができます。

エ　罰則

寄附時の報告や事業の実施状況の報告に関し、特定地域雇用会社は罰則を受けることがあります。具体的には、

（ⅰ）　寄附を受けた場合、寄附を行った法人の名称等についての報告書及びこれ

に添付すべき書面を提出する必要があるが、その報告書若しくはこれに添付すべき書面を提出せず、又は虚偽の報告書若しくはこれに添付すべき書面を提出した者

（ii）　提出した報告書及び書面の記載について、認定地方公共団体の長から説明の求めや報告書又はこれに添付すべき書面の訂正を命ぜられたにもかかわらず、その説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は命令に違反して訂正を拒み、若しくは虚偽の訂正をした者

（iii）　認定地方公共団体の長が求めたにもかかわらず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

を罰金に処するものとします。

なお、上記の違法行為を実行した特定地域雇用会社の行為者に加えて、法人に対しても、罰金に処するものとします。

C）寄附を行った法人が課税の特例を受けるための主な要件（租税特別措置法、同法施行令及び同法施行規則で規定）

課税の特例を受けるためには、特定地域雇用会社が発行した寄附金の領収書のほか、上記A）オにおいて特定地域雇用会社から交付を受けた、認定地方公共団体が要件に該当することを確認した旨の文書が必要です。

D）寄附金の領収書としては、次の様式を使用してください。その際には、A４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。

領収書

年　月　日

○○会社　御中

住所

名称及び代表者の氏名　　印

当社は、貴社から地域再生法第１４条第１項の指定に係る事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附を、下記のとおり、受領しました。

記

１　寄附をした法人の名称
２　寄附をした法人の主たる事務所の所在地
３　寄附金額
４　寄附があった年月日

③　支援措置に係る必要な事項

（１）地域再生計画の認定に必要な記載事項

Ａ）課税の特例の対象となる事業の内容

区域内において行う事業の具体的内容、事業主体に関する事項を記載してください。なお、当該事業は地域再生計画の目標達成に不可欠な事業であることが求められますので、記載にあたっては、当該事業と地域再生計画の目標との関連に留意してください。

Ｂ）Ａ）の事業の実施による地域再生に資する経済的社会的効果

区域内において行う事業により、当該区域内で生じる経済的社会的効果について記載してください。判断する指標としては、計画区域内の高年齢者等の就業割合の変化などを可能な限り具体的に記載してください。

④　地域再生計画の認定申請にあたって必要な書類

（１）事業主体の特定状況を明らかにする書類

地域再生計画の認定基準の一つである「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に関して、事業の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いことを求めることとしていますが、具体的会社名は絶対的記載事項として位置づけていません。しかし、特定地域雇用会社の指定を受け、当該会社に対して法人からの寄附が行われないと課税の特例の効果はありませんので、地域再生計画の認定申請時において会社が特定されていることが望ましいものと考えています。よって、当該地域再生計画の目標達成に向けて行われる再チャレンジ支援事業が円滑かつ確実に実施されることを裏付けるものとして、当該事業主体の特定状況を明らかにする書類を求めるものです。なお、計画策定時に事業主体が特定できない場合も想定されますが、その場合には事業主体の見込みを記載してください。その際、どういった会社が再チャレンジ支援事業を担うことになるか、事業主体の決定スケジュール等について、可能な限り具体的に記載した資料を添付してください。

（２）再チャレンジ支援事業の実施による地域再生に資する経済的社会的効果の程度の根

拠となる資料

再チャレンジ支援の促進による区域内の高年齢者等の就業割合の変化は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在するものであり、課税の特例措置を講じる意義として明確であると考えています。よって、課税の特例に関する記載事項として、当該記載の根拠となる資料を求めるものです。そこで、計画に記載している再チャレンジ支援の促進による区域内の高年齢者等の就業割合の変化に係る具体的効果の裏付けとなる資料を添付して下さい。

（３）再チャレンジ支援事業の具体的内容を明らかにする書類

再チャレンジ支援事業の具体的内容については地域再生計画への記載を求めていますが、再チャレンジ支援事業の具体的内容が分かる資料がありましたら添付してください。

⑤　地域再生計画の記載及び書類添付にあたって留意すべき事項

特になし

○措置の区分：法律、政令、省令、告示

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

（１）地域再生法　第 5 条第 3 項第 2 号、第 14 条から第 18 条、第 33 条、第 34 条

（２）地域再生法施行規則　第 1 条第 3 号及び第 4 号、第 2 条第 4 号、第 4 条、第 10 条から第 18 条

（３）内閣府告示

（４）租税特別措置法　第 66 条の 12、第 68 条の 96 の 2

（５）租税特別措置法施行令　第 39 条の 23 の 2、第 39 条の 122 の 2

（６）租税特別措置法施行規則　第 22 条の 13、第 22 条の 76 の 4

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

１－３　地域において再チャレンジ支援に取り組む公益法人への寄附に対する課税の特例【間接型】（内閣官房・内閣府・財務省）：【Ａ２００３】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

国民ひとりひとりが持ち味を十分発揮し、努力した人が報われる公正な社会を構築していくことは重要課題であり、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度でも再チャレンジができ、「勝ち組・負け組」を固定化させない社会、また、働き方・学び方・暮らし方が多様で複線化した社会（再チャレンジ可能な社会）を実現していくことが求められています。

そこで、民間による自発的な形での再チャレンジ支援の取組を促進し、地域における再チャレンジ支援の気風を醸成するため、地域において再チャレンジ支援に取り組む会社や特定非営利活動法人等への助成を行う公益法人に対する民間からの寄附金について、所得税、法人税並びに法人住民税及び法人事業税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例措置を適用するものです。

②　支援措置の内容

（１）制度概要

地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合に、再チャレンジ支援の事業を実施する会社や特定非営利活動法人等に対して当該計画に記載された助成事業を行うことを主たる目的とする公益法人であって認定地方公共団体により指定されたもの（以下、「特定地域雇用等促進法人」という。）に対し、個人又は法人が、寄附又は贈与をしたときには、所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例が適用されます。

Ａ）課税の特例の内容（租税特別措置法、同法施行令及び同法施行規則で規定）

ア　寄附を行った個人が適用を受ける課税の特例の内容

- **所得税の特例**

  個人が寄附金を支出した場合には、その寄附をした年分の所得税について、当該寄附金は所得税法の特定寄付金とみなして寄附金控除の適用を受けることができます。

- **相続税の特例**

  相続又は遺贈により財産を取得した者が相続税の申告期限までに寄附金を支出した場合には、その者又はその者の親族等相続税等の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該寄附金の額を相続税の課税価格の計算の

基礎に算入しないものとすることができます。

イ　寄附を行った法人が適用を受ける課税の特例の内容

・　法人税の特例

法人が寄附金を支出した場合には、その寄附をした年度において、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、以下の損金算入限度額の範囲内で損金算入ができます。

（法人の所得金額の２.５％＋法人の資本金等の額の０.２５％）×１/２

なお、限度額の計算は、特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人及び特定地域雇用会社に対する寄附金と合わせて行うこととなります。

B）税制の対象となる事業の内容（地域再生法施行規則で規定）

ア　高年齢者の雇用に関し、その意欲及び能力に応じて職域の拡大又は勤務時間制度の弾力化その他の雇用管理の改善を行う事業主に対して助成を行う事業

（事業主が行う雇用管理の改善の例）

・ 高年齢者の有する知識、経験等を活用できる効果的な職業能力開発を推進するための職業訓練の実施
・ 加齢に伴う身体的機能の低下等に配慮した機械設備の改善、作業の平易化等作業方法の改善、照明その他の作業環境の改善、福利厚生施設の導入・改善等
・ 身体的機能の低下等の影響が少なく、高年齢者の能力、知識、経験等が十分に活用できる職域の拡大
・ その意欲及び能力に応じた雇用機会を確保するため、職業能力を評価する仕組みや資格制度、専門職制度等の整備
・ 職業希望や体力の多様化に対応するため、短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制度等を活用した勤務時間制度の弾力化　等

イ　障害者の雇用に関し、障害者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じた作業施設の改善又は職域の拡大その他の雇用管理の改善を行う事業主に対して助成を行う事業

（事業主が行う雇用管理の改善の例）

・ 障害者個々人の能力が十分発揮できるよう、障害の種類及び程度を勘案した職域の拡大
・ 障害の特性に応じた職場環境の改善や障害者個々人の適性と能力を考慮した配置

・ 障害者は職場環境や職務内容に慣れるまでより多くの日時を必要とする場合があることに配慮した十分な教育訓練の実施
・ 障害の種類及び程度に応じた安全管理の実施や障害の特性に配慮した労働時間の管理　等

※ここでいう「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第１号に規定する障害者を言い、以下の者を指しますが、直接型において対象となる障害者の他、障害者保健福祉手帳の交付を受けていない精神障害者も含まれます。

（障害者の雇用の促進等に関する法律第２条）

一　障害者　身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。

二　身体障害者　障害者のうち、身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。

四　知的障害者　障害者のうち、知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

六　精神障害者　障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

ウ　青年の雇用に関し、その有する能力を正当に評価するための募集方法の改善、不安定な雇用状態の是正を図るための雇用形態の改善その他の雇用管理の改善を行う事業主に対して助成を行う事業

（事業主が行う雇用管理の改善の例）

・ 求職者の能力や経験の的確な把握・評価等の募集方法の改善
・ 若者に実践的な職業能力を習得させるための職業訓練の実施　等

エ　再雇用特別措置その他の次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法第２条に規定する次世代育成支援対策をいう。）を講じている事業主に対して助成を行う事業

（事業主が行う次世代育成支援策の例）

・ 妊娠、出産又は育児による退職者についての再雇用特別措置（妊娠、出産又は育児のために退職した者であってその退職の際に将来再就職を希望する旨を申し出た者を優先的に採用する措置をいう。）の実施
・ 育児休業に関する定めの周知や育児休業期間中の代替要員の確保等育児休業を取得しやすく、また、職場復帰しやすい環境の整備
・ 事業所内託児施設の設置及び運営

・ 働き続けながら子育てのための時間を確保できるよう、短時間勤務制度の実施やフレックスタイム制の実施　等

オ　青年に対して有為な職業人として自立するための総合的な相談又は職業能力の開発及び向上その他の援助を行う特定非営利活動法人その他の者に対して助成を行う事業

（特定非営利活動法人等が行う援助の例）

・ 適切な職業選択を図るための労働体験の実施等による職業意識の啓発
・ 円滑な就職促進を図るための就業等に関する相談や助言
・ 若者の有する能力の正当な評価に資する的確な職業能力評価の実施
・ 若者の職業能力の開発に関する情報提供や職業訓練の実施　等

カ　配偶者からの暴力の被害者又は母子家庭の母に対してその心身の健康を回復させるための医学的又は心理学的な指導、それらの者が自立して生活することを促進するための就業に関する情報の提供又は助言その他の援助を行う特定非営利活動法人その他の者に対して助成を行う事業

（特定非営利活動法人等が行う援助の例）

・ その心身の健康を回復させるための医学的又は心理学的な指導
・ その職業生活と家庭生活との両立に関して必要な相談、講習その他の援助
・ 自立して生活することを促進するための就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等に関する情報の提供や助言
・ 配偶者からの暴力の被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報の提供や助言　等

キ　複数の債権者に対する債務の返済が著しく困難な状態に陥った者に対してその生活、債務、弁済方法等に関する相談又は助言その他の援助を行う特定非営利活動法人その他の者に対して助成を行う事業

（特定非営利活動法人等が行う援助の例）

・ 複数の債務者に対する債務の返済が著しく困難な状況に陥った者（以下「多重債務者」という。）に対する生活、債務、弁済方法等に関する相談及び助言
・ 多重債務者の弁済計画の策定及び同計画の債権者への提示
・ 多重債務者の弁済計画の履行に関する助言
・多重債務に陥る可能性のある者に対する相談及び助言　等

C）特定地域雇用等促進法人の要件（地域再生法施行規則で規定）

ア　認定地域再生計画に記載された当該計画の区域内に事務所を有し、上記B）にあ

げた事業を行うことを主たる目的として実施している公益法人であること。

※「主たる目的」とは、原則として、主たる目的に係る事業の事業費（上記Ｂ）にあげた事業のうち２以上の事業を一体のものとして行う事業を含む。）が総事業費の７０％以上かどうかにより判断をします。なお、事業費には、管理費は含まれません。

イ　当該公益法人の定款又は寄附行為に、上記Ｂ）にあげた事業を行うことが記載されていること。

ウ　認定地域再生計画の区域内に事業所がある個人又は法人に対して、上記Ｂ）にあげた事業を行っていること。

※ここでいう「事業所」とは、本店、支店、工場、営業所、事務所等事業活動が行われる場所を意味します。

エ　その運営組織及び経理が適正であると認められること。

（ｉ）運営組織について

次のいずれかに該当することが必要です。

・　役員及び職員のうち一定数の者は、当該法人の公益事業の遂行に通じた専門的識見を有する者であること。

・　運営委員会等が当該法人に設けられている場合には、その運営委員会等のメンバーの大部分が専門的識見を有する者により構成されていること。

（ii）経理について

次のいずれかに該当することが必要です。

・　外部監査人の監査により経理が適正である旨の監査証明を受けていること。

・　証明書交付申請時の前２事業年度の経理について主務大臣が調査を行い経理内容が適正であると認めたこと。

（注）経理の適正化の審査は各事業年度の決算に基づいて行うものであること。その他、下記（３）Ｂ）ア参照。

オ　相当と認められる業績が持続できること。

指定の申請時の直前２事業年度における当該法人の上記Ｂ）にあげた事業の事業量が、減少傾向でないことが必要です。但し、その事業量が当該法人としての事業量の適正水準を維持している場合その他特別の事情があると認められる場合を除きます。

カ　受け入れた寄附金により、当該法人の役員又は使用人が特別の利益を受けないこと。

キ　法令違反や不祥事事件を起こしていない等その他適正な運営がなされていること。

ク　以下の欠格事由に該当しないこと。

（ｉ）　当該法人の役員に、過去に指定の取消を受けた特定地域雇用等促進法人の役員であった者があるもの

（ii）　指定の取消しを受けてから５年を経過しないもの

D）指定の有効期間

指定の日から起算して２年間

※　特定地域雇用等促進法人の指定には、更新手続きはありません。したがって、指定の有効期間が経過した後も、特定地域雇用等促進法人の指定を受けたい場合は、再度、特定地域雇用等促進法人の指定を受けるための申請を、認定地方公共団体に対して行うことが必要です。

（２）特定地域雇用等促進法人の指定を受けるために必要な手続き

A）課税の特例の適用に係る手続きとしては、地域再生計画の認定とは別の手続きとして特定地域雇用等促進法人の指定を受けることが必要となります。

特定地域雇用等促進法人の指定に関する手続きとしては、再チャレンジ支援事業を行う会社や特定非営利活動法人等に対して、当該地域再生計画に記載された助成事業を行う公益法人が認定地方公共団体に指定の申請を行うこととなります。

B）上記（１）C）イのとおり、特定地域雇用等促進法人の指定を受けるに当たっては、定款又は寄附行為に、上記（１）B）にあげた事業を行うことが記載されていることが必要です。定款又は寄附行為の変更が必要な場合は、特定地域雇用等促進法人の指定の申請を行う前に、主務官庁に対し、定款又は寄附行為の変更の申請を行ってください。

※　地域再生法第５条第３項第３号に規定されている事業を行う公益法人は、特定公益増進法人の類型となっている事業を合わせて行っている場合は、特定公益増進法人になることもできます。特定公益増進法人になるにあたっては、主務官庁が財務省と協議を行うことになりますが、この際に、内閣府へも協議されることになります。内閣府は、認定地方公共団体に確認をする等をして回答することになります。

C）指定申請に必要な書類は次のとおりです。

ア　特定地域雇用等促進法人指定申請書（様式第８）

イ　添付書類

（ア）定款又は寄附行為

（イ）登記事項証明書

（ウ）申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

（エ）申請の日の属する事業年度の直前２事業年度の事業報告書、収支決算書及び直前の事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの

（オ）事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合においては、当該許認可等を受けたこと又はこれを受けることができることを証する書類

（カ）特定地域雇用等促進法人の要件に適合することを証する書類（上記（１）Ｃ）参照。）

（キ）その他参考となる事項を記載した書類

Ｄ）特定地域雇用等促進法人指定申請書としては、次の様式を使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピーは極力避けてください。

特定地域雇用等促進法人指定申請書

年　月　日

認定地方公共団体の長　殿

名称及び代表者の氏名　　印

地域再生法第１９条第１項の規定により特定地域雇用等促進法人の指定を受けたいので、申請します。

１　公益法人の名称

２　代表者の氏名

３　主たる事務所の所在地

４　認定地域再生計画について

（１）　当該計画の名称

（２）　当該計画の区域

５　認定地域再生計画の区域内にある事務所について

（１）　事務所の名称

（２）　事務所の所在地

６　事業の具体的内容

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

Ｅ）認定地方公共団体の長が、特定地域雇用等促進法人を指定する際の通知書としては、次の様式を使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピーは極力避けてください。

特定地域雇用等促進法人指定通知書

年　月　日

○○法人　御中

認定地方公共団体の長　　印

貴法人を、地域再生法第１９条第１項で規定する特定地域雇用等促進法人に指定するので、通知します。

１　法人の名称

２　代表者の氏名

３　主たる事務所の所在地

４　認定地域再生計画について

（１）　当該計画の名称

（２）　当該計画の区域

５　認定地域再生計画の区域内にある事務所について

（１）　事務所の名称

（２）　事務所の所在地

６　指定の期間

７　事業の内容

（３）その他の制度内容・手続き

Ａ）特定地域雇用等促進法人への監督

ア　事業の実施状況の報告

特定地域雇用等促進法人は、指定に係る事業の実施状況に関し、特定地域雇用等促進法人の事業年度終了後１ヶ月以内（但し、事業年度の終了前に指定の有効期間が満了する場合にあっては、当該有効期間の満了の日まで）に、受けた寄附金額及

び当該寄附金を活用して実施した事業の状況について、当該事業における助成の実績を説明する書類を添付して、認定地方公共団体に報告することが必要です。

事業の実施状況の報告書としては、次の様式を使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピーは極力避けてください。

指定に係る事業の実施状況報告書

年　月　日

認定地方公共団体の長　殿

住所

名称及び代表者の氏名　　印

年　月　日付けで指定を受けた事業の実施状況について、地域再生法第２１条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　事業年度の対象期間

２　対象期間内に受けた同法第１９条第１項の寄附（贈与された金銭を含む。）の合計額について

３　同法第１９条第１項の寄附（贈与された金銭を含む。）を活用して実施した事業の状況について

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

イ　調査

認定地方公共団体の長は、特定地域雇用等促進法人が指定の要件を満たしているかどうかについて必要な調査をすることができます。

Ｂ）特定地域雇用等促進法人が助成事業を行う上での留意点について

特定地域雇用等促進法人は、本特例の適用がある寄附金を活用した助成事業を行うに当たっては、以下の点について、留意をしてください。

ア　助成金の交付先決定の適切性の確保等について

当該法人が助成事業を行うに当たっては、助成事業の実施要綱を作成し、それに従ってください。

当該実施要綱は、不特定多数の公益目的と合致するなど適切な内容としてください。

【助成事業の実施要綱の主な項目】

- 助成対象
- 助成期間
- 助成方法
- 助成金交付先決定方法（助成委員会の設置）（※）

（※）　当該法人が助成金の交付先を決定するに当たっては、理事会等と独立した助成委員会の公正かつ中立な選考により行われ、選考に当たって当該法人の恣意性が入らないような方法によることとし、当該方法を当該実施要綱に記載してください。

なお、助成委員会は、第三者で構成され、かつ、学識経験者等有識者が構成員の過半数を占めるようにしてください。また、公正かつ中立な選考が阻害される恐れのある者（寄附者及び寄附者に特別な利益を与える結果となる者等）を構成員に含めないでください。

なお、当該実施要綱は、上記（２）Ｃ）イ（カ）に記載している、指定の要件「その運営組織及び経理が適正であると認められること。」に適合することを証する書類に含まれます。

イ　助成先と寄附者の地域要件について

上記（１）Ｃ）ウのとおり、特定地域雇用等促進法人は認定地域再生計画の区域内に事業所がある個人又は法人に対して助成を行うことが必要です。また、下記Ｃ）アのとおり、寄附者についても地域要件が存在しています。

そこで、助成を行うにあたっては、寄附者からの寄附金が当該寄附者に関連した地域以外に事業所がある会社や特定非営利活動法人等への助成に活用されることがないよう、経理を行ってください。

Ｃ）寄附を行った個人又は法人が課税の特例を受けるための主な要件（租税特別措置法で規定）

ア　寄附者の地域要件について

本支援措置は、課税の特例を受けるにあたり、寄附者に対して、次に掲げる地域要件が課されています。

（ｉ）寄附者が個人の場合

認定地域再生計画の区域内に、住所（住所がない場合には、居所）、事業

場、勤務先があること。

※　相続財産を寄附する場合は、認定地域再生計画の区域内に、被相続人の住所がある場合も含みます。

（ⅱ）寄附者が法人の場合

認定地域再生計画の区域内に、本店、支店、工場、営業所、事務所等当該法人の事業活動が行われる場所があること。

イ　課税の特例を受けるために必要な書類について

課税の特例を受けるためには、特定地域雇用等促進法人が発行した寄附金の領収書のほか、その寄付金を受領した法人が特定地域雇用等促進法人の指定を受けた旨を認定地方公共団体が証明する文書（上記（２）Ｅ））の写し及び下記エにあげる書類が必要です。

ウ　寄附金の領収書としては、次の様式に準じたものを使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。

領収書

年　月　日

○○　様

（特定地域雇用等促進法人の）　住所

名称及び代表者の氏名　　印

当法人は、地域再生法第１９条第１項の指定に係る同法第５条第３項第３号の事業に関連する寄附（贈与された金銭を含む。）を、下記のとおり、受領しました。

記

１　寄附金額

２　寄附があった年月日

３　寄附金の使用目的（相続財産の寄附の場合のみ）

（注）　寄附をした個人又は法人の名称、寄附をした個人の住所又は法人の主たる事務所の所在地を宛先として記載してください。

エ　寄附者の地域要件を確認するための書類

（ｉ）寄附者が個人の場合

・住所又は居所；住民票の写しなどの書類で、寄附をした日における住所又は居所を明らかにする書類

・勤務場所；a）使用・雇用関係がある場合

勤務先が発行する在職証明書等の書類で寄附をした日における勤務先の所在地を明らかにする書類

b）使用・雇用関係がない（事業を営んでいる）場合

事業者による寄附をした日において認定地域再生計画区域内にある事業場で事業を営んでいたことについての事業申述書

・被相続人の住所（相続財産の寄附の場合のみ）；当該被相続人の住民票の除票などの書類で当該被相続人の相続開始の時における住所を明らかにするもの

※在職証明書は、次の様式に準じたものを使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。

在　職　証　明　書

○○税務署長　殿

住　　所
氏　　名
生 年 月 日
就職年月日
勤務先住所
勤務先の部署

勤 務 期 間

上記の者が、在職している（または、在職していた）ことを証明します。

年　　月　　日

住　　所
事業所名
代表者名　　印

※事業申述書は、次の様式に準じたものを使用してください。その際には、Ａ４縦の用紙に横書きを基本とし、１２ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。

事　業　申　述　書

○○税務署長　殿

事業場所在地
所得税納税地
事 業 期 間

上記のことを申述します。

年　　月　　日

住　　所
生年月日
氏　　名　　印

（ⅱ）寄附者が法人の場合

法人事業税における「課税標準の分割に関する明細書（第十号様式）」の写し

③　支援措置に係る必要な事項

（１）地域再生計画の認定に必要な記載事項

Ａ）課税の特例の対象となる事業の内容

区域内において行う事業の具体的内容、事業スケジュール、事業主体に関する事項を記載してください。なお、当該事業は地域再生計画の目標達成に不可欠な事業であることが求められますので、記載にあたっては、当該事業と地域再生計画の目標との関連に留意してください。

Ｂ）Ａ）の事業の実施による地域再生に資する経済的社会的効果

区域内において行う事業により、当該区域内で生じる経済的社会的効果について記載してください。判断する指標としては、計画区域内の高年齢者等の就業割合の変化などを可能な限り具体的に記載してください。

④　地域再生計画の認定申請にあたって必要な書類

（１）事業主体の特定状況を明らかにする書類

地域再生計画の認定基準の一つである「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に関して、事業の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いことを求めることとしていますが、具体的公益法人名は絶対的記載事項として位置づけていません。しかし、特定地域雇用等促進法人の指定を受け、当該公益法人に対して個人又は法人からの寄附が行われないと課税の特例の効果はありませんので、地域再生計画の認定申請時において公益法人が特定されていることが望ましいものと考えています。よって、当該地域再生計画の目標達成に向けて行われる再チャレンジ支援事業が円滑かつ確実に実施されることを裏付けるものとして、当該事業主体の特定状況を明らかにする書類を求めるものです。なお、計画策定時に事業主体が特定できない場合も想定されますが、その場合には事業主体の見込みを記載してください。その際、どういった公益法人が再チャレンジ支援事業を担うことになるか、事業主体の決定スケジュール等について、可能な限り具体的に記載した資料を添付してください。

（２）再チャレンジ支援事業の実施による地域再生に資する経済的社会的効果の程度の根拠となる資料

再チャレンジ支援の促進による区域内の高年齢者等の就業割合の変化は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在するものであり、課税の特例措置を講じる意義として明確であると考えています。よって、課税の特例に関する記載事項として、特定の事業の実施による雇用機会の創出に係る具体的効果を求めており、当該記載の根拠となる資料を求めるものです。そこで、計画に記載している再チャレンジ支援の

促進による区域内の高年齢者等の就業割合の変化に係る具体的効果の裏付けとなる資料を添付して下さい。

（３）再チャレンジ支援事業の具体的内容及び事業スケジュールを明らかにする書類

再チャレンジ支援事業の具体的内容及び事業スケジュールについては地域再生計画への記載を求めていますが、再チャレンジ支援事業の具体的内容が分かる資料がありましたら添付してください。また、事業スケジュールについては、認定基準の一つである「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」が確認できるように、現実的なスケジュール表及びその内容を説明した文書を添付してください。

⑤　地域再生計画の記載及び書類添付にあたって留意すべき事項

特になし

○措置の区分：法律、政令、省令

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

（１）地域再生法　第 5 条第 3 項第 3 号、第 19 条から第 21 条

（２）地域再生法施行規則　第 1 条第 3 号及び第 4 号、第 2 条第 5 号、第 5 条、第 6 条、第 19 条から第 21 条

（３）租税特別措置法　第 41 条の 18 の 2、第 66 条の 12、第 68 条の 96 の 2、第 70 条

（４）租税特別措置法施行令　第 26 条の 28 の 2、第 39 条の 23 の 2、第 39 条の 122 の 2、第 40 条の 4 の 2

（５）租税特別措置法施行規則　第 22 条の 13、第 22 条の 76 の 4、第 23 条の 5 の 2

（６）所得税法施行規則　第 47 条の 2

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

１－５　外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業（法務省）：【Ｂ０５０１】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件（在留実績期間）の緩和を行うこととし、当該地域における高度人材の定着を促進し、地域の持続的活性化等に資することを目的とするものです。

②　支援措置の内容

（１）制度概要

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、永住許可の要件について、求められる在留実績が１０年以上から５年以上に短縮されているところ、本支援措置は、地域再生計画において明示された当該地域再生計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第１の５の表の下欄（イ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に掲げる活動を行う外国人であって、当該事業において我が国への貢献があると認められる者について、当該在留実績を３年以上に短縮する措置を講じるものです。

なお、「我が国への貢献」については、永住者の在留資格は在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、永住許可については特に慎重な審査を行う必要があるところですが、入管法別表第１の５の表の下欄（イ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に掲げる活動を通じて地域社会の活性化に貢献する等、対象となる外国人が日本社会に永住することが日本国にとって有益であるかどうかという観点から、個々の申請について判断することとなります。

（２）要件

ア　本支援措置の対象となる公私の機関が、地域再生計画の区域内に所在することが必要です。

イ　上記アの公私の機関が、①「高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関」若しくは②「情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。）に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する

事業活動を行う機関」であることが必要です。

なお、上記の法務省令とは「出入国管理及び難民認定法別表第１の５の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成１８年法務省令第７９号）」をいいます。

ウ　本支援措置の適用を受けようとする外国人が、上記アで特定された公私の機関において、入管法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動（イ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に従事するものであることが必要です。

③　支援措置に係る必要な手続

特になし

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定に必要な記載事項

（１）本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

本支援措置を活用して取組む地域再生の具体的内容（例えば、事業スケジュール、事業主体）を記載してください。

なお、本支援措置は高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものですので、本支援措置を活用して取組む地域再生のための取組と地域再生計画の目標との関連に留意してください。

（２）支援措置の適用に必要な要件を満たしていること

次の事項を記載してください。

ア　本支援措置の対象となる公私の機関（機関名、施設名、所在地、機関の概要、当該機関における外国人の活動内容）

イ　アの機関が、出入国管理及び難民認定法別表第１の５の表の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成１８年法務省令第７９号）に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

ウ　本支援措置の適用を受けようとする外国人が、上記アで特定された公私の機関において、入管法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動（イ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に従事するものであること

⑥　当該支援措置を活用できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：
通達
○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：
通達名（未決定）
○支援措置に係る現行規定の概要：
なし

１－６　外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業（法務省）：【Ｂ０５０２】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域において、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者について、入国・在留諸申請の優先処理を行い、高度人材の円滑な受入れを図ることをもって当該地域における高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものです。

②　支援措置の内容

（１）制度概要

本支援措置は、地域再生計画において明示された当該地域再生計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第１の５の表の下欄（イ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に掲げる活動を行う外国人、又は入管法別表第１の５の表の下欄（ハに該当するものに限る。）に掲げる活動を行う外国人の配偶者又は子について、入国・在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請）を受け付ける窓口を設け、他の案件と区別して迅速に処理する措置を講じるものです。

（２）要件

ア　本支援措置の対象となる公私の機関が、地域再生計画の区域内に所在することが必要です。

イ　上記アの公私の機関が、①「高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関」若しくは②「情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。）に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関」であることが必要です。

なお、上記の法務省令とは「出入国管理及び難民認定法別表１の５の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成１８年法務省令第７９号）」をいいます。

ウ　本支援措置の適用を受けようとする外国人が、上記アで特定された公私の機関において、入管法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動（イ又はロのいずれかに該当

するものに限る。）に従事するものであることが必要です。

エ　本支援措置の適用を受けようとする外国人の配偶者又は子が、入管法別表第１の５表の下欄に掲げる活動（ハに該当するものに限る。）に従事するものであることが必要です。

③　支援措置に係る必要な手続

特になし

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定に必要な記載事項

（１）本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

本支援措置を活用して取組む地域再生の具体的内容（例えば、事業スケジュール、事業主体）を記載してください。

なお、本支援措置は高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものですので、本支援措置を活用して取組む地域再生のための取組と地域再生計画の目標との関連に留意してください。

（２）支援措置の適用に必要な要件を満たしていること

次の事項を記載してください。

ア　本支援措置の対象となる公私の機関（機関名、施設名、所在地、機関の概要、当該機関における外国人の活動内容）

イ　アの機関が、出入国管理及び難民認定法別表第１の５の表の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成１８年法務省令第７９号）に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

ウ　本支援措置の適用を受けようとする外国人が、上記アで特定された公私の機関において、入管法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動（イ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に従事するものであること

エ　本支援措置の適用を受けようとする外国人の配偶者又は子が、入管法別表第１の５表の下欄に掲げる活動（ハに該当するものに限る。）に従事するものであること

⑥　当該支援措置を活用できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：
通達
○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：
通達名（未決定）
○支援措置に係る現行規定の概要：
なし

１－１３　学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究（文部科学省）：【Ｂ０８０６】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

近年の地域社会の弱体化に伴い、人々の協力を引き出す信頼の絆によって結ばれたネットワークや、子どもたちが多様な人の交わりの中で様々な経験をする機会が減少しており、社会生活に必要な「信頼」、「規範意識」、「相互理解」などを身に付けていない国民が増加し、地域の教育力も低下しています。このため、地域の大人が学校を支援する活動等を通じて、地域の連帯感を形成するとともに、子どもたちの「知・徳・体」の向上に資することができる社会づくりのための実証的な調査研究を行うものです。

②　支援措置の内容

地域住民が学校を支援する活動を通じて、地域の連帯感を形成し、地域の教育力を向上させることにより、子どもたちを地域全体で育む事業を実施します。

その際、事業実施前と実施後の関係機関・関係者等への意識調査を実施するとともに、事業の評価を行うこととします。

「学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究」に選定された取組が、地方公共団体等と連携する取組で、地方公共団体が作成する地域再生計画において当該取組を位置付ける場合には、当該地方公共団体は、内閣府に地域再生計画の認定を申請することができます。

また、当該取組を実施する関係機関等を、地域再生計画の位置付けも踏まえ効果的に支援します。

（１）公募対象

原則として、市区町村教育委員会が中心となって、学校、自治体、首長部局、企業、民間団体、学識経験者等幅広い関係者で組織する実行委員会。

（２）委託期間

委託を受けた日から同年度の３月１５日までとします。

③　支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の認定申請に先立ち、本調査研究を文部科学省へ申請し、選定される必要があります。

公募要領に基づき提出された企画提案書（事業計画書）を、委託事業選考委員会において、別途定めた審査基準に基づき、書類選考を実施し、委託先を選定します。

なお、公募要領については文部科学省ホームページにおいて公表しています。

※平成１９年度公募スケジュール

・公募開始：平成１９年２月２１日（水曜日）
・公募締切：平成１９年３月３０日（金曜日）
・審　　査：平成１９年４月中旬頃
・選　　定：平成１９年５月中旬頃
・契約締結：平成１９年６月上旬頃
・契約期間：契約締結日から平成２０年３月１５日まで

④　認定申請にあたって必要な書類

公募要領に記載された様式に基づいた企画提案書（事業計画書）を添付して下さい。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

原則として５月

○措置の区分：運用
○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし
○支援措置に係る現行規定の概要：なし

１－１４　目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）（文部科学省）：【Ｂ０８０７】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）」は、大学や研究機関等と連携し、先端的な技術等を取り入れた教育や伝統的な産業に関する学習活動を重点的に行うなどの特色ある取組を行う専門高校に対する支援を通じて、専門高校の活性化を図り、将来の専門的職業人を育成することを目的とするものです。

平成１９年度「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）」は、地方公共団体等と連携した専門高校における将来の専門的職業人育成の取組について、地域再生計画と連動を図ります。

②　支援措置の内容

「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）」に選定された専門高校の取組が、地方公共団体等と連携する取組で、地方公共団体が作成する地域再生計画において当該取組を位置付ける場合には、当該地方公共団体は、内閣府に地域再生計画の認定を申請することができます。

また、当該取組を実施する専門高校を、地域再生計画の位置付けも踏まえ効果的に支援します。

③　支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の認定申請に先立ち、地方公共団体と連携する専門高校の取組が、「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）」に選定されることが必要です。

※平成１９年度目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）スケジュール（本年度の公募は終了しております。）

- **公募要領発出　　１月１８日**
- **申請受付期間　　１月１８日～２月１９日**
- **選定取組の決定　４月中**

※地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用に当たり、本事業の実施主体である専門高校は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

④　認定申請にあたって必要な書類

地域再生計画の認定申請に当たっては、計画の趣旨・目的、「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）」に選定された取組との関係、認定申請主体と専門高校の連携方法・体制・期間、期待される効果、将来構想等について記載した資料を添付してください（様式自由）。

※既存の認定申請の書類で上記の内容が網羅できるのであれば「特になし」で結構です。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

原則として５月

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

１－１６　地域雇用戦略チーム事業（厚生労働省）:【Ｂ０９０３】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地域の自主性･創意工夫ある取組を支援するために、地域雇用戦略チームを設置し、地域における雇用創造を促進します。

② 支援措置の内容

都道府県労働局は、雇用情勢が厳しい地域（有効求人倍率が１．０倍未満）であって、特に支援する必要があると都道府県労働局が認める地域に、市町村、地域の経済団体、有識者、都道府県労働局及び都道府県等で構成された地域雇用戦略チームを設置し、地域雇用創造推進事業の事業構想の策定等に向けた地域関係者による協議・調整の場としての会議を開催することにより雇用創造の連携体制づくりを支援するとともに、地域雇用創造に関する専門的な相談・助言を行う地域雇用創造推進アドバイザーによる相談・助言等を実施します。

なお、この支援を行うに当たっては、地域再生計画に位置づけられるものについて一定程度配慮します。

③ 支援措置に係る必要な手続き

都道府県労働局は、市町村等の意向を踏まえながら、事業の実施が必要な地域を別に定める実施希望調書に記載し、原則、各年度における第１回目の地域再生計画の認定申請前に行われる募集時に別途職業安定局地域雇用対策室あてに提出します。

都道府県労働局による応募の対象となった地方公共団体であって、本支援措置を活用しようとする場合には、本支援措置の活用を盛り込んだ地域再生計画を策定し、各年度における第１回目の地域再生計画の認定申請を行い、認定を受ける必要があります。

その後、厚生労働省において、当該事業実施の必要性が高いこと等を基準に選定します。

④ 認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の申請に当たっては、地域雇用戦略チーム事業の活用方法を、地域雇

用戦略チーム事業に係る雇用対策事業と併せ、可能な限り具体的に記載してください。

⑥　支援措置を活用できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：通達
○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし
○支援措置に係る現行規定の概要：なし

１－１７　「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」のうち地域若者サポートステーション事業に係る支援（厚生労働省）：【Ｂ０９０４】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

若年無業者等の職業的自立を支援するためには、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援を、各人の置かれた状況に応じて、個別的かつ継続的に行うことが必要です。そのためには、地方公共団体が地域における若者自立支援のための関係機関によるネットワークを整備し、国としてはこれを活用した若年無業者等の職業的自立支援の取組を促進していくことが必要であり、そうした支援を行う地方公共団体の取組に対して、地域若者サポートステーション事業に係る支援措置を行うものです。

②　支援措置の内容

地方公共団体が、「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」の一環として、若者支援のための関係機関から構成されるネットワークを整備し、当該ネットワークを活用した若年無業者等の職業的自立支援に取り組む際に、「地域若者サポートステーション事業」を含む取組内容を地域再生計画として策定・申請し、当該計画が認定地域再生計画に位置付けられた場合、国は、各地域における若年無業者等に対する相談支援事業等を行う地域若者サポートステーション事業の事業委託先の採択に係る評価に当たり、当該認定地域に係る地域若者サポートステーション事業の事業委託先について一定程度配慮を行います。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、当該採択に当たっては、その評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

また、この支援措置に関しては、平成２０年度予算以降における事業について、認定地域再生計画に位置付けられた場合に一定程度配慮を行うことになります。

③　支援措置に係る必要な手続き

支援措置の適用に当たっては、地域再生計画とは別に地域若者サポートステーション事業に係る企画書募集要領に従って手続を行うことになります。なお、本企画書募集は、例年は３月頃に行われ、その募集に先だって地域再生計画の認定を受ける必要があります。企画書募集要領については厚生労働省ホームページにおいて公表されます。

※　地方公共団体は、この支援措置の活用に当たり、事業実施主体と地方公共団体による地域若者サポートステーション事業を含む取組内容を地域再生計画の中に位置

付けてください。

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たっては、地域若者サポートステーション事業の活用方法を可能な限り具体的に記載してください。

⑥　支援措置を活用できる時期について

原則として３月。（但し、３月に本企画の募集、事業実施主体の選定が行われることから、本支援措置の活用を行おうとする際は、それまでに本支援措置を盛り込んだ地域再生計画の認定を受ける必要があります。）

○措置の区分：予算措置

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・地域若者サポートステーション事業に係る企画書募集要領

○支援措置に係る現行規定の概要：

現在、地方公共団体が地域において若者自立支援のための関係機関によるネットワークを整備し、国がこれを活用した若年無業者等の職業的自立支援の取組を促進する事業（「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」）を推進しており、当該事業の１つとして、当該地域における若年無業者等に対する相談支援事業及び職業意識啓発事業（国から民間団体等へ事業委託）、地方公共団体によるネットワーク事業を内容とする「地域若者サポートステーション事業」がある。

１－２０　地域バイオマス利活用交付金（農林水産省）：【Ｂ１００３】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業は、バイオマスの利活用を図ることにより、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等を推進する交付金の趣旨、目的等も踏まえつつ、整備される施設等を有効に活用する地域再生を支援するものです。

②　支援措置の内容

バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫をこらした主体的な取組について次の支援を行います。

（１）ソフト支援

バイオマスタウン構想の策定やバイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築などバイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取り組みを支援。

（２）ハード支援

バイオマスタウン構想の実現に向けて、目標を定めた事業計画を作成し、バイオマス利活用の推進を図ろうとする地域における施設整備に対し支援。

なお、上記支援措置が、地域再生計画に認定されている場合には、選定に際して、ポイント付けの対象とします。

③　支援措置に係る必要な手続き

詳しくは、「地域バイオマス利活用交付金実施要綱」、「地域バイオマス利活用交付金実施要領」の通知を参照してください。

なお、当該事業の資料提出時には、認定された地域再生計画書の写しを添付下さい。

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

(なお、本事業の平成 19 年度の当初募集は、２月で終了しました。
時期は未定ですが、今後、追加の募集を予定しています。)

○措置の区分：要綱要領
○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- **地域バイオマス利活用交付金実施要綱**
- **地域バイオマス利活用交付金実施要領**

○ 支援措置に係る現行規定の概要：
なし

１－２２　強い農業づくり交付金（農林水産省）：【Ｂ１００５】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積の促進、食品流通の合理化等、地域における川上から川下までの取組を総合的に推進することにより、地域農業を振興し、地域再生を支援するものです。

②　支援措置の内容

地域における（１）産地競争力の強化（２）経営力の強化（３）食品流通の合理化の課題解決に必要な取組について支援します。

※事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体、民間団体等

※交付率・補助率：事業費の１／２以内等

※取組メニュー

（１）産地競争力の強化

需要に応じた生産力の確保、生産コストの削減、品質の向上等の取組への支援等

（２）経営力の強化

担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積の促進、新規就農者の育成・確保等へ向けた取組への支援等

（３）食品流通の合理化

安全・安心で効率的な流通システムの確立、卸売市場の再編等へ向けた取組への支援等

※事業内容

推進事業（企画検討会の開催、技術実証等）

注：（２）経営力の強化の一部取組のみ

整備事業（機械・施設整備、卸売市場施設等）

強い農業づくり交付金を活用して取り組もうとする事業の内容が、地域再生計画で定められた事業内容と合致する場合に、都道府県への本交付金の配分にあたり配慮します。配分された交付金による支援地区の採択は、都道府県が行う仕組みとなっています。

③　支援措置に係る必要な手続き

強い農業づくり交付金の支援を受けたい地域は、都道府県の事業実施要綱、要領に従

い、事業実施計画を提出します。その際、強い農業づくり交付金の取組が認定された地域再生計画の内容と合致していることがわかる資料の添付等が必要です。地域からの事業実施計画の提出を受けた都道府県においては、強い農業づくり交付金の取組が地域再生計画の内容と合致しているかどうかを確認していただいた上で、強い農業づくり交付金実施要綱、要領に基づいて作成した都道府県事業実施計画を国に提出しますが、その際に様式の該当欄に当該地域再生計画の内容が強い農業づくり交付金の取組内容に合致している旨を記載してください。

具体的な手続きの方法や事業実施計画の様式等については、強い農業づくり交付金実施要綱、要領等をご覧下さい。

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない

（ただし、強い農業づくり交付金の当初募集（例年２～３月）に間に合わせるためには、地域再生計画の申請から認定まで約２ヶ月かかることから、５月又は９月に地域再生計画の申請を行うことが必要です。）

○措置の区分：通知

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等

・強い農業づくり交付金の配分基準について

○支援措置に係る現行規定の概要：

本交付金の配分基準は、強い農業づくり交付金実施要綱の第６の１に基づき、都道府県への交付金の配分基準を定めるものです。今回新たに地域再生計画との連動を行うこととしました。

１－２４　農村コミュニティ再生・活性化支援事業（農林水産省）：【Ｂ１００６】

①支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業は、ＮＰＯ法人等の民間団体が実施する、都市から農村への定住等の促進や農村と地域企業との連携による新たな事業の創出などの地域活性化に対する取組を支援するものです。

②支援措置の内容

ＮＰＯ法人等の多様な主体の参画による地域づくりを推進していくため、これらの団体が実施する都市から農山漁村への定住を促進するための活動や農村での地域産業の連携により農村経済を活性化させるための活動について支援を行います。応募された実施計画の選定に当たっては、地域再生計画に記載された実施計画を優先的に選定するよう配慮します。

【応募主体】

ＮＰＯ法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等

【応募要件】

(1)農山漁村のコミュニティの活性化に関する基本方針等を定め、その実現に向けた実践活動を行っている又は行おうとしている団体であること。

(2)事業実施計画に基づく事業が、原則として 3 年以内に完了するものであること。 等

③支援措置に係る必要な手続き

補助対象となる団体は、本事業の申請書類提出時に、認定された地域再生計画書の写しを併せて提出することとなります。なお、事業対象地域が複数の市町村にまたがる場合には、認定された地域再生計画書の写しをすべて提出することとなります。

補助対象となる団体等については、本事業の公募要領をご覧下さい。

④認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤地域再生計画及び添付資料の記載にあたって留意すべき事項

当該事業の事業実施主体、代表者名、地区名、事業の目的等を明記してください。

⑥当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

平成１９年度の第１次公募は以下のとおりです。

地方農政局等	募　　集　　期　　間
東北農政局	平成１９年4月2日（月）～4月２４日（火）
関東農政局	（調整中）
北陸農政局	平成１９年3月２０日（火）～4月２０日（金）
東海農政局	平成１９年3月１９日（月）～4月１６日（月）
近畿農政局	平成１９年3月２０日（火）～4月１３日（金）
中国四国農政局	平成１９年3月２８日（水）～4月２４日（火）
九州農政局	平成１９年3月１２日（月）～4月２０日（金）
沖縄総合事務局	（調整中）
北海道 （農林水産省）	平成１９年3月１９日（月）～4月１６日（月）

(なお、時期は未定ですが、今後、追加の募集を予定しています。)

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・農村コミュニティ再生・活性化支援事業公募要領（平成１９年3月１９日１８農振第１０８９号）

○支援措置に係る現行規定の概要：

本事業は、ＮＰＯ法人等の参画を促すための民間主導型の事業制度として、平成１８年度から実施しています。地域再生計画との関連づけは平成１９年度より新たに取り組まれるものです。

１－２５　広域連携共生・対流等推進交付金（農林水産省）:【Ｂ１００７】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業は、都道府県域を越えた、都市と農村の多様な主体が参加して行う、都市と農村の共生・対流を一層推進する広域連携プロジェクト等を支援するものです。

②　支援措置の内容

都道府県域を越えた、都市と農村の多様な主体が参加して行う、都市と農村の共生・対流を一層推進する広域連携プロジェクト等を公募により募集し、新規性・先進性、社会的意義及び社会定着性・自立性のある取組について予算の範囲内で選定し支援します。１プロジェクトの実施期間は３年程度とします。

なお、地域再生計画の認定を受けた自治体が参加する取組については、企画案の選定に当たり配慮します。

③　支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の認定後、民間団体等が本支援措置について応募する際の、企画案提出から選定までの流れは以下のとおりです。

（１）民間団体等が企画案を農林水産省地方農政局等に提出し、農林水産省農村振興局に設置する選定審査委員会での審査を経て選定します。

（２）選定後、民間団体等は事業実施計画を地方農政局等に提出します。地方農政局等は内容を審査し、承認基準に適合した事業実施計画は、予算の範囲内で支援します。

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：要綱

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等

・地域資源活用国民生活向上対策交付金等交付要綱

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

１－２６　広域連携共生・対流等整備交付金（農林水産省）:【Ｂ１００８】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業は、都道府県域を越えた、広域的な連携の取組を実現するために必要な施設等の整備を支援するものです。

②　支援措置の内容

都道府県域を越えた、広域的な連携の取組を実現するために、都市農村交流促進施設、廃校・廃屋改修交流施設、市民農園などの必要な施設等の整備を支援します。

なお、地域再生計画の認定を受けた自治体が参加する取組については、整備計画案の選定に当たり配慮します。

③　支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の認定後、民間団体等が本支援措置について応募する際の、企画案提出から選定までの流れは以下のとおりです。

（１）民間団体等が整備計画案を農林水産省地方農政局等に提出し、農林水産省農村振興局に設置する選定審査委員会での審査を経て選定します。

（２）選定後、民間団体等は整備計画を地方農政局等に提出します。
地方農政局等は内容を審査し、承認基準に適合した整備計画は、予算の範囲内で支援します。

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：要綱

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等

・地域資源活用国民生活向上対策交付金等交付要綱

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

１－２７　里山エリア再生交付金（農林水産省）：【Ｂ１００９】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

本交付金は、里山地域における居住環境の基盤整備等により、個性的で魅力ある地域の再生を促進することを目的とするものです。

②　支援措置の内容

森林整備を支える担い手の多くが居住する山村地域の居住環境基盤の整備等に際して、里山エリア再生交付金を適用する場合であって、認定地域再生計画で定められた事業内容と合致する場合に都道府県への本交付金実施地区の採択にあたり配慮します。応募要件等は、里山エリア再生交付金実施要領（平成 18 年３月 31 日付け 17 林整整第 1020 号林野庁長官通知）第４を御覧ください。

③　支援措置に係る必要な手続き

本交付金の実施に当たっては、里山エリア再生交付金実施要綱（平成 18 年３月 31 日付け 17 林整整第 1019 号農林水産大臣依命通知）第３に基づく、里山エリア再生計画の提出が必要です。なお、応募に当たっては、認定を受けた地域再生計画の写しを添付してください。

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

⑥　当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○　支援の区分：要領の準用

○　支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

林野公共事業の事業評価実施要領第６を準用

○　支援措置に係る現行規定の概要：

本交付金は、森林整備を支える担い手の多くが居住する山村地域の居

住環境基盤の整備等を実施するもので、平成１８年度から実施しており、今回新たに地域再生計画との連動を行うこととしました。

１－２８　上下流連携いきいき流域プロジェクト事業（農林水産省）:【Ｂ１０１０】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業は、林業・木材産業の活性化等に向けて、都道府県境を越える圏域の森林・林業関係者等が連携し、地域材の利用拡大などに取り組む活動計画（以下「プロジェクト」という。）を公募・選定し、支援を行うものです。

②　支援措置の内容

上下流の住民や森林・林業関係者が連携して、森林・木材産業活性化、森林整備の推進、地域材の利用の推進、森林総合利用に資する取組を公募・選定し、優良プロジェクトのソフト的な経費について支援を行います。応募されたプロジェクトの選定に当たっては、地域再生計画に記載されたプロジェクトを優先的に選定するよう配慮します。

【応募要件】

都道府県内の各流域（森林計画区）に設置されている流域森林・活性化センター（流域内の地方公共団体、林業関係団体等により構成）が他県の流域森林・活性化センターと連携して取組む広域的な次のような活動であること。

ア　木材産地の形成のための協業化や協定締結等の合意形成、林業労働力の担い手確保等の支援

イ　上下流市町村間の森林整備協定締結等に向けた合意形成の推進や民・国連携及び下流住民による森林整備推進等の支援

ウ　流域における木材利用の拡大と林業振興・森林整備に関する普及・啓発活動等の支援

エ　森林の保全・利用活動や森林環境教育活動を効果的に推進するための連携や交流に向けた体制づくり、活動計画の策定・立ち上げ等の支援

③　支援措置に係る必要な手続き

本事業の実施に当たっては、上下流連携いきいき流域プロジェクト事業実施要領（平成 18 年３月 29 日付け 17 林整計第 273 号林野庁長官通知）第２の１の（１）のアの（ア）に基づく補助事業者である民間団体（平成 19 年度は日本林業技士会）の募集要領に従って手続きを行うことになります。

また、応募に当たっては、認定を受けた地域再生計画の写しを添付してください。

※　この支援措置の活用に当たり、地方公共団体は、本事業の実施主体である流域森林・林業活性化センターと十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付け

てください。

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たっては、上下流連携いきいき流域プロジェクトの活用方法を可能な限り具体的に記載してください。

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

（なお、本事業の平成 19 年度の募集期間は、5 月を予定していることから、追加募集(未定)または、平成 20 年度の募集より申請が可能となります。）

○措置の区分：要領

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・上下流連携いきいき流域プロジェクト実施要領（平成 18 年３月 29 日付け 17 林整計第 273 号林野庁長官通知）

○支援措置に係る現行規定の概要：

本事業は、提案公募型事業として平成 18 年度から実施しています。今回新たに地域再生計画との連動を行うこととしました。

１－２９　森業・山業創出支援総合対策事業（農林水産省）:【Ｂ１０１１】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業は、所得機会の少ない山村地域において、森林資源等を活用した新たな産業（森業・山業）の創出を支援するものです。

② 支援措置の内容

森林資源等を活用した森業・山業のビジネスプランの募集を行い、優良なプランについて、事業計画策定のための地方自治体や異業種との協議会の設置、マーケティング等の経費の支援、事業の試験運用・製品試作、モニター調査など実証的な事業の運営のソフト的な経費について支援します。応募されたプランの選定に当たっては、地域再生計画に記載されたプランを優先的に選定するよう配慮します。

【応募主体】　市町村等、法人、個人

【応募要件】

（１）地方公共団体、民間等から資金支援が受けられること

（２）森林資源や山村のフィールドを活用したビジネスであること

（３）そのビジネスの実施が山村の活性化につながるものであること

③ 支援措置に係る必要な手続き

本事業の実施に当たっては、森業・山業創出支援総合対策事業実施要領（平成 17 年３月 23 日付け 16 林整計第 333 号林野庁長官通知）第２の１の(1)に基づき、民間団体（ 平成１９年度は(社)日本森林技術協会）の公募要領に従って手続きを行うことになります。公募要領については、民間団体のホームページにおいて公表されます。

また、応募に当たっては、認定を受けた地域再生計画の写しを添付してください。

この支援措置の活用に当たり、本事業の応募主体は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置づけてください。

④ 認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たっては、森業・山業創出支援総合対策事業の活用方法を可能な限り具体的に記載してください。

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

期限は設けない。

（なお、本事業の平成 19 年度の公募期間は、４月から５月までが予定されていることから、第二次公募（未定）または、平成 20 年度の公募より申請が可能となります。）

○措置の区分：要領

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

森業・山業創出支援総合対策事業実施要領（平成 17 年３月 23 日付け 16 林整計第 333 号林野庁長官通知）第２の１の(1)

○支援措置に係る現行規定の概要：

当事業は、提案公募型事業として平成１７年度から実施しております。今回新たに地域再生計画との連動を行うこととしました。

１－３０　山村力誘発モデル事業（農林水産省）：【Ｂ１０１２】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

都市と山村が連携した定住者の受入体制の整備等山村活性化に関する意欲的で先導的な地域の取組を公募・選定し、支援を行います。

②　支援措置の内容

山村と都市の自治体、NPO 等が連携して実施する交流活動や山村への定住促進など山村活性化に資する意欲的で先導的な取組を公募・選定し、優良プランのソフト的な経費について支援を行います。応募されたプランの選定に当たっては、地域再生計画に記載されたプランを優先的に選定するよう配慮します。

【応募主体】都市と山村の自治体、森林組合、NPO、第３セクター等が
連携した任意団体等

【応募要件】

（１）原則として都道府県域を超える都市と山村の取組であること
（２）山村の活性化に直接的に資する長期的な取組であること
（３）先進的でモデル性が高く他地域への波及効果が高い取組であること

③　支援措置に係る必要な手続き

本事業の実施に当たっては、山村力誘発モデル直接支援事業公募要領に従って手続きを行うことになります。公募要領については、林野庁のホームページにおいて公表されます。（平成 19 年度については、平成 19 年 3 月 14 日公表済み）

なお、応募に当たっては、認定を受けた地域再生計画の写しを添付してください。

この支援措置の活用に当たり、本事業の応募主体は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たっては、山村力誘発モデル事業の活用方法を可能な限り具体的に記載してください。

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

（なお、本事業の平成 19 年度の第一次公募期間は、3 月 14 日(水)から 4 月 20 日（金）であることから、第二次公募（未定）または、平成 20 年度の公募より申請が可能となります。）

○措置の区分：要領

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・山村力誘発モデル事業公募要領第６の１

○支援措置に係る現行規定の概要：

本事業は、提案公募型事業として平成１８年度から実施しています。今回新たに地域再生計画との連動を行うこととしました。

１－３１　漁業の担い手確保･育成対策総合推進事業のうち漁業再チャレンジ支援事業（農林水産省）：【Ｂ１０１３】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業は、漁業就業者の減少・高齢化の進行に対応して、漁業外からをも含め、新規就業・新規参入を促進して将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材を確保し、漁村への定着を図るための支援を行うものです。

②　支援措置の内容

（１）漁業への新規就業

地方公共団体が､漁業への新規就業を希望する者を対象とした漁業現場での研修を実施する漁業協同組合や漁業会社（以下､「受入機関」という｡）の所在地を地区に含み､「漁業への新規就業（就業者確保）についての目標」を具体的に定めた地域再生計画を作成し､内閣総理大臣の認定を受けている場合､当該地域再生計画の地区内の受入機関については優遇措置を行います。

具体的には､補助対象研修は漁業就業支援フェアにおいて受入機関と漁業就業希望者との合意形成によることを原則としていますが､漁業就業支援フェアにおいて合意形成ができなかった場合であっても､漁業就業支援フェア以外の場において漁業就業希望者との合意形成が図られた場合については補助対象研修とする優遇措置を講じます。

（２）漁業分野への新規参入

地方公共団体が､「漁業分野での新規参入についての目標」を具体的に定めた地域再生計画を作成し､内閣総理大臣の認定を受けており､かつ､漁業分野への起業を目的としたビジネスプランを策定し事業化しようとする者（以下､「ビジネスプラン策定者」という｡）が､当該地域再生計画の地区内への参入を内容としたビジネスプランを策定し､全国漁業就業者確保育成センター（以下､「全国センター」という｡）が行うビジネスプランの公募に応募した場合に､全国センターが設置するビジネスプラン審査委員会での助成対象ビジネスプランの選考審査において当該ビジネスプランの優遇措置を講じます。

なお､本支援措置は地方公共団体への直接的な支援措置ではなく､本事業の事業実施主体である全国漁業就業者確保育成センターが､漁業への新規就業を希望する者を研修生として受け入れる漁協や漁業会社､又は漁村地域において起業する者に対し支

援するものです。

③　支援措置に係る必要な手続き

（１）②の支援措置を受けようとする②の（１）の受入機関は、全国センターに対し漁業就業支援フェアへの参加申請を行う際に、地域再生計画を添付する必要があります。

（２）②の支援措置を受けようとする②の（２）のビジネスプラン策定者は、全国漁業就業者確保育成センターが行うビジネスプランの公募に応募する際に、地域再生計画を添付する必要があります。

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

⑥　当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業再チャレンジ支援事業及び漁業スキルアップ等対策に係る公募要領

○ 支援措置に係る現行規定の概要：

漁業就業者の確保を図るため、全国的な取組として民間団体が実施する就業情報の提供や相談窓口の設置、就業準備講習、漁業就業支援フェアの開催、漁業現場における研修等の実施に対する支援について、平成１５年度から漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の一部として実施しています。

このうち漁業再チャレンジ支援事業について、平成１９年度から新たに地域再生計画との関連づけを行うものです。

１－３５　企業誘致地域支援事業（経済産業省）：【Ｂ１１０４】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業は、海外の技術・ノウハウと地域の資源を結びつけることによって新たな地域経済の発展と住民の生活の質の向上を図ることを目的とする。

戦略的に外国企業誘致を行う意欲のある地域が、外国企業等を招き、現地の投資環境について効果的な情報発信を行うことや、そのような地域が外国企業の我が国での起業（立ち上げ）のために様々なサポートを行うこと等に対して支援する。

② 支援措置の内容

経済産業省から委託を受けた民間団体等が採択地域に対して以下の支援を一体的に行う。なお、支援する地域の採択審議にあたって、地域再生計画の認定の有無について一定の配慮を行うこととする。

１）発掘事業

我が国地域へ外国企業を招へいするため、採択地域のニーズに基づいて対日投資に関心のある外国企業を発掘するとともに、発掘された外国企業情報を地域に対して提供を行う。

２）招へい事業

外国企業の幹部等を地域に招へいし、ビジネスマッチング等を始めとした誘致活動を行うことを通じて、地域が自らの投資環境について効果的に情報発信ができるように支援する。

３）立ち上げ支援事業

進出予定の外国企業の定着を円滑に進めるため、地域が弁護士等の専門家の派遣等を通して企業をサポートする取り組みを支援する。

③ 支援措置に係る必要な手続き

本事業による支援を希望する自治体等は、誘致活動計画を作成し、経済産業省から委託を受けた民間団体等に対して、採択を受けるための申請を行う必要がある。また、採択を受けた計画に基づく事業の実施に当たっては、各経済産業局・部等の関係団体と連携を図りつつ進める必要がある。なお、平成１８年度における当事業の詳細及び提案公募要領は下記ウェブサイトを参照。

http://www.meti.go.jp/policy/investment/3activeareas/region_04.html

http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20060608532-news/outline.pdf

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

外国企業誘致に係る計画性、ターゲットとする業種や国・地域、過去の外国企業誘致の実績、独自の取り組み（トップセールス、インセンティブ等）、実施体制・窓口の整備状況等について記載することが望ましい。

（なお、誘致活動計画の中でこれらの項目を記載することとなっており、また採択に当たっての評価要素となっている。）

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

単年度事業（経済産業省から委託を受けた民間団体等が、年度当初（５～６月）に自治体等に提案公募を行い、支援地域の採択を行う。）

提案公募が行われる前までに地域再生計画の認定を受けていることが望ましい。

○措置の区分：

予算措置（委託事業）

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

特になし

○支援措置に係る現行規定の概要：

特になし

１－４０　ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業（国土交通省）：【Ｂ１２０４】

①　支援措置を設ける趣旨及び概要

地域（地方公共団体等）が国（各地方運輸局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局））と連携して行う外国人旅行者の訪日を促進するための事業に対して、支援を行います。

②　支援措置の内容

地域の観光魅力を海外に発信するとともに、当該地域向けの魅力的な旅行商品の造成等を促進するため、地域（地方公共団体等）が国（各地方運輸局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局））と連携して、外国人旅行者の訪日を促進する事業を行う場合であって、認定地域再生計画に位置づけられたものについては、事業の選定に当たって一定程度配慮します。

外国人旅行者の訪日を促進する事業とは、具体的には

１）日本向け旅行商品造成のための、旅行会社関係者等の招請
２）海外の旅行博への出展
３）海外の新聞・雑誌などへの公告掲載
４）海外向け情報発信のためのメディア関係者等の招請
５）外国人観光客向けパンフレット作成
６）訪日教育旅行促進のための教育関係者等の招請

などが挙げられます。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、事業の選定に当たっては、その評価は厳正に行われ、必ずしも選定されることを確約するものではありません。

選定された事業に対しては、国は事業費の１／２を限度として負担します。

③　支援措置に係る必要な手続き

各地方運輸局企画観光部国際観光課（沖縄県にあっては沖縄総合事務局運輸部企画室）にお問い合わせ下さい。

④　認定申請にあたって必要な書類

特になし

⑤　地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画において、どの記載内容がビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業に応募する外国人旅行者の訪日を促進する事業に該当するかを明確にして下

さい。

⑥　当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：

運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

特になし

○支援措置に係る現行規定の概要：

特になし